

広島市告示第 224 号
令和 3 年 4 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン祇園

(2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目 4 2 6 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 3 年 3 月 30 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 3 年 4 月 6 日から同年 8 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年8月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	
有限会社ウネ印房	代表取締役 采 毅	広島市安佐北区亀山六丁目 39 番 15 号	令和3年1月31日 退店
メガネの田中チェーン 株式会社	代表取締役 ホール・デミアン オマワリ	広島市中区袋町 1 番 23-102 号	令和3年1月31日 退店
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町 5 番 2 号	
フジパンスター株式 会社	代表取締役 高山 昭一	名古屋市瑞穂区松園町一丁目 50 番 地	
株式会社ナカスカ コーポレーション	代表取締役 中須賀 賢一	広島市中区国泰寺町一丁目 3 番 15 号	令和3年1月31日 退店
中本 力男		広島市安佐南区緑井六丁目 7 番 26-401	令和3年1月31日 退店

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町 5 番 2 号	
フジパンスター株式 会社	代表取締役 高山 昭一	名古屋市瑞穂区松園町一丁目 50 番 地	